

上山市告示第53号

上山市業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和7年3月28日

上山市長 山本幸靖



上山市業務委託契約約款の一部を改正する約款

上山市業務委託契約約款（平成14年告示第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改訂する。

改正後	改正前
(前金払) 第12条 乙は、委託業務の性質又は目的に応じて、前払金を請求することができる。ただし、工事に係る調査、設計、測量等の委託料が1件 <u>200万円</u> 以上の委託業務については、保証事業会社と契約書記載の委託完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、保証証書を甲に寄託して、委託料の10分の3以内の額の前払金を請求することができる。 2～3 一略一	(前金払) 第12条 乙は、委託業務の性質又は目的に応じて、前払金を請求することができる。ただし、工事に係る調査、設計、測量等の委託料が1件 <u>130万円</u> 以上の委託業務については、保証事業会社と契約書記載の委託完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、保証証書を甲に寄託して、委託料の10分の3以内の額の前払金を請求することができる。 2～3 一略一

附 則

この約款は、令和7年4月1日から施行する。